

大会諸注意

【令和元年8月19日改訂版】

I. 審判長注意

1. 【規則】一般社団法人東京都ボート協会主催或いは主管の大会は原則として公益社団法人日本ボート協会「競漕規則」（平成27年10月改正）に則って実施されるが、各大会の要項に従う場合もあるので、一般社団法人東京都ボート協会ホームページや会場の掲示板における掲示内容に注意のこと。
2. 【健康管理】選手は自己の責任において体調を万全に整えてレースに臨むこと。気分がすぐれないときは、レース前・レース後を問わず、最寄りの審判員に申し出ること。給水にも気を配り、熱中症などにならないように特に注意すること。
3. 【安全第一】安全が全てに優先するというボート競技の原点に立ち、その基本は自己の責任であるとの認識が必要である。競技大会によっては、救命具の携帯を必要とし、その不携帯が確認された時は失格、または除外となる場合があるので、各大会要項を必ず確認すること。
4. 【出漕申込み後の届出による変更等】出漕申込み後の届出による変更等が認められているのはクルーのメンバー変更、棄権、及びブレード変更・不統一の3つである。各々は以下の要領で届け出ること：
 - 4-1. 【クルーのメンバー変更】予選に出漕前に、要項に定めのある場合はその範囲で、無い場合は同一団体に選手登録されている者であれば漕手の半数までと舵手を替えることを認める。変更をする場合は当該予選の発艇定刻の1時間前までに、競漕委員長又はその代理者に所定様式を用いて責任のある者の署名のある「クルー編成変更届」を提出すること。（競漕規則第27条）
 - 4-2. 【棄権】棄権は、当該レースの発艇定刻の1時間前までに所定様式を用いて責任のある者の署名のある「棄権届」を競漕委員長又はその代理者に届け出なければならない。また、一度提出した棄権届は取消を認めないので、十分注意をすること。無届で棄権をした場合、当該団体に対して、以後の大会への出漕制限等の処分を行なうことがある。（競漕規則第29条）
 - 4-3. 【ブレード変更・不統一】当該レースの発艇定刻1時間前までに競漕委員長又はその代理者に所定様式を用いて「ブレード変更・不統一願い」を提出すること。（競漕規則第30条2項）
5. 【レース出漕後のメンバー変更】一旦レースに出漕した後は、クルーのメンバーを変更することは出来ない。但し、急病・負傷等の特別な理由があるときは、変更の可否を競漕委員長又はその代理者が判断する。医師の診断書等特別な理由を証明する書類を添えて願い出ること。（競漕規則第28条）
6. 【服装】服装は統一されたものであること。違反した場合、そのクルーを除外とすることがある。（競漕規則第30条1項）クルーのメンバーによっては防寒等の目的でユニフォームの他に別の衣服等を着用する場合があるが、艇を発艇位置に着けた定刻2分前までにはクルー全員の服装状態を統一すること。
またどうしても統一不可能な事情がある場合には、出漕前に競漕委員長又はその代理者に相談すること。

ここで統一されるべき「服装」のガイドラインは以下の様である：

- ① 上下のユニフォームのみでなく、そこから露出するアンダーシャツ、タイツ等も含む。また同一デザインでも色褪せ等で不揃いとなるケースがあるので十分管理のこと。
- ② 帽子やはちまき（ヘッドバンドを含む）はクルー全員で着用・不着用を統一する必要はないが、着用する者は全て同一のものを着用すること。なお帽子の向きについては不問とする。
- ③ サングラスは服装には含めない。
- ④ 靴下はクルー内で極力同一のものを着用することが望ましい。

7. 【航行規則】 コース内の航行規則は別図の通りであり、熟読の上遵守すること。

航行規則に違反した場合、警告を与え、一度のフォルス・スタートがあれば除外とすることがある。競漕水域では回漕中、他艇を追い越す場合を除き6レーンに進入してはならない。レースによっては6レーンを使用する場合があるので他艇を追い越す時は前方に充分注意すること。また、レースとすれ違う際はその100m以上手前より停止して、レースの通過を待つこと。（競漕規則第32条）

回漕中のクルーが競漕水域に侵入し、競漕中の艇の進行に対し影響を与えた場合には、当該回漕クルーは失格とすることがある。

回漕レーンにおいて、分漕やストレッチャーの調整等により後続の艇の回漕に支障を与えてはならない。レースとすれ違う場合を除き、回漕レーンでは停止せずにスタート地点に向かうこと。

8. 【発艇定刻厳守】 出漕クルーは、発艇定刻2分前までに発艇できる体勢を整えておくこと。遅れて到着したクルーについては警告を与え、フォルス・スタート1回で除外とする。（競漕規則第34条1項）

また遅れて到着したクルーや操舵技術が未熟で発艇台に着けられないクルーを棄権又は除外として発艇することがある。（競漕規則第34条3項）

9. 【発艇定刻への遅れ】 故障その他の事由で止むを得ず発艇定刻に遅れる場合は、速やかに最寄りの審判員に申し出ること。（競漕規則第34条2項） 事情を考慮の上、1レース分限り発艇定刻を繰り下げる措置をとることがある。修理等に要する時間が1レース分を超える場合は、理由にかかわらず棄権扱いとなるので、普段から故障等の無いよう、艇を整備しておくこと。

（例えば過去の事例として、遅れの理由が「救命具を取りに帰るため」であったケースがあったが、このような場合は発艇定刻の変更は行なわない。）

10. 【発艇号令】 現行の競漕規則では発艇時の号令は次のようになっている。（競漕規則第36条）

コースへの進入ができるようになったら、クルー名の読み上げとレーンの指定を行なう。レーンを指定されるまでコースに進入してはならない。

- ① 分読みは、発艇定刻までの残り時間（分）を英語で読み上げる（”Five minutes”, “Four minutes” 等）。
- ② 発艇定刻2分前（“Two minutes”）の後、発艇できる状況になったら、ロールコール（点呼、1レーンから順にクルー名を読み上げていく）を開始する。

- ③ 発艇猶予を求める挙手は認められない。各クルーは発艇定刻2分前までに服装を揃える、ストレッチャーのネジを締め直す等の準備を完了し、ロールコールが開始されたら、いつでも発艇できるように艇の方向を定めるようにしなければならない

<旗による場合>

- ① 「アテンション」の予令の後、明瞭な間をおいて赤旗を掲げる。
- ② その後更に明瞭な間をおいて「ゴー」の発艇号令と同時に赤旗を振り下ろす。まれに号令が聞こえない場合があるので、旗の動きを見てスタートすること。

<電気式による場合>

- ① 「アテンション」の予令の後、明瞭な間をおいて発艇合図の赤ランプを点灯する。
- ② その後更に明瞭な間をおいてブザーを鳴らすと同時に発艇合図信号を赤から緑に変える。まれにブザーが聞こえない場合があるので、信号をよく見てスタートすること。

11. 【発艇時の注意】発艇の合図にもかかわらず発艇しなかった場合は失格となる。（競漕規則第55条）
なお従来発艇時において、発艇区域（スタート～100m地点までの区域）における艇・オール等の故障の場合、再スタートによる救済措置を設けていたが、競漕規則の改訂によりこれは廃止されたので注意すること。
12. 【他艇への妨害】同一の競漕（組）に同一団体から複数のクルーが出場している場合、そのうちのいずれか1艇が、悪意で、他の団体の艇に接触、あるいは妨害したとみなしたとき、当該団体のすべてのクルーを除外とするので注意すること（競漕規則39条2項）
13. 【フィニッシュ後の注意】フィニッシュ後は、全クルーがフィニッシュラインを通過し、白旗が挙がるまでその場で待機をすること。アピールがある場合は白旗が挙がる前に審判員に申告すること。「アピール」は原則として上陸前にクルーから審判に申し出ることとし、陸上の第三者からのものは受け付けない。（競漕規則第62条）
白旗は、通常主審が掲げるが、主審艇のつかない場合は判定所の審判員が掲げるので、フィニッシュ後は判定所にも注意をすること。
競漕中に何らかの問題があった場合は赤旗が挙がる。その場合、除外・失格・再レース等の判定結果を改めて通知するので、審判員の指示に従うこと。
14. 【マナー】フィニッシュ後、暑いからといって上半身裸になる選手を見かけることがあるが、これは厳に禁ずる。上陸後も裸で歩き回らないこと。
15. 【無線通信機】レース時に限り、艇内への無線通信機器の持ち込みは禁止されている。（競漕規則第59条）携帯電話は無線通信機器に該当するので注意すること。違反した場合は失格となる。
16. 【主審艇による追航】機材・設備・人員の制約から主審艇がレース全距離を追航せず中途までとする場合がある。この場合追航は原則として1000mレースの場合、スタートから100mまで、2000mレースの場合1500mまでとするが、中間地点或いは判定部署の審判員が主審業務の代行或いは補佐を行うことがある。
こうした場合でも、各クルーは自己のレーンを守り、接触・妨害等の無いよう、十分注意すること。

17. 【審判員の指示、助言】 審判員の指示、助言などに対しては速やかに従うこと。これに反する場合は除外、失格を含めて厳正な処置をとる。（競漕規則61条、64条）

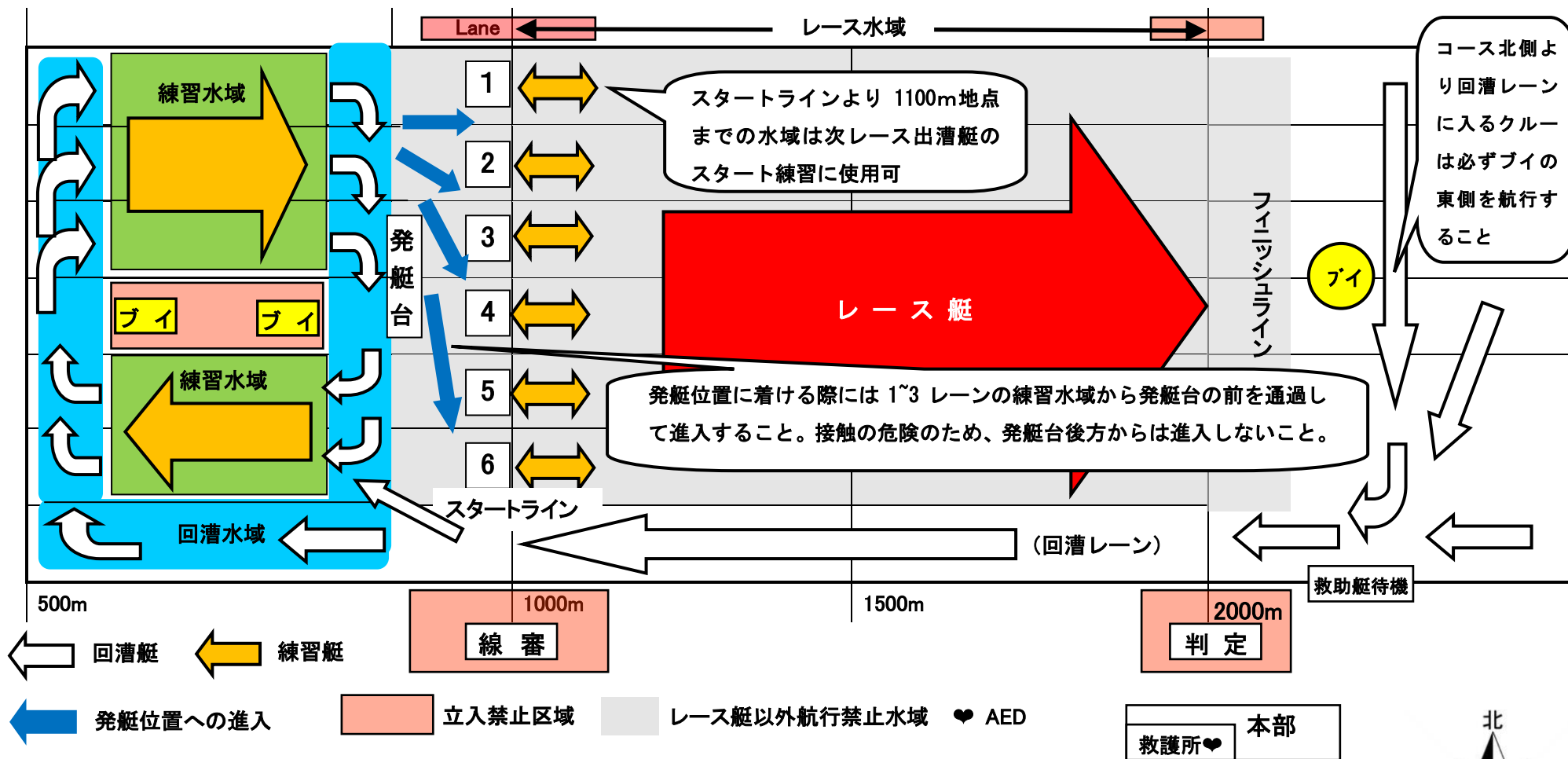
Ⅱ. その他の注意事項

18. 【出漕申込み】 大会への出漕申込みは別途公示される各大会の要項を熟読の上、それに定める所定の手続きに従って行うこと。なお払い込まれた出漕料は、原則として返還しない。
19. 【審判長及び競漕委員長の権限】 審判長及び競漕委員長は日本ボート協会「競漕規則」及び本「大会諸注意」に定められていない事項について必要な判定を下す権限を有する。（競漕規則64条）

※途中棄権・除外・失格の意味

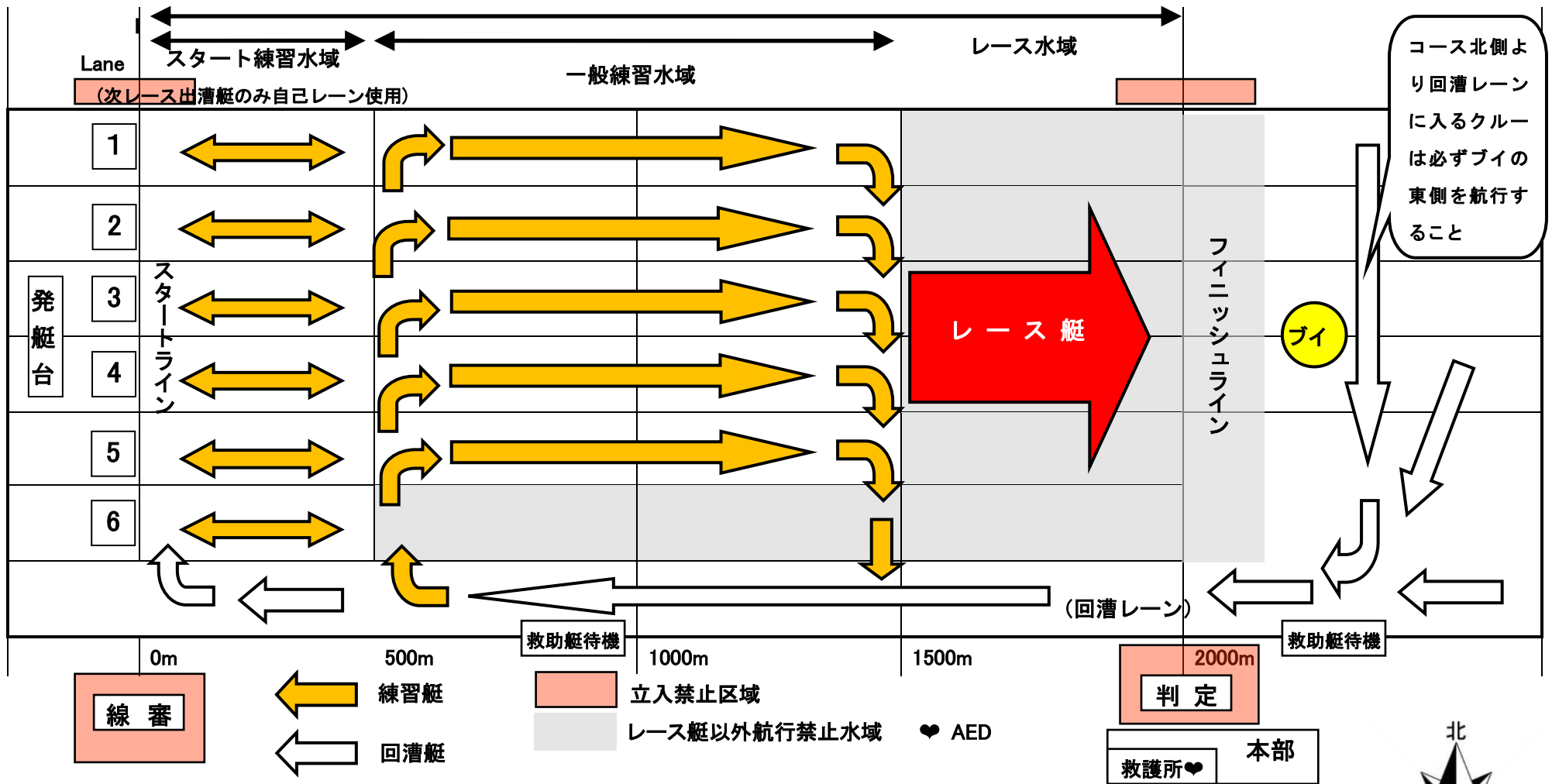
- 【途中棄権】 沈・故障等、何らかのトラブルによって漕了できなかった場合をいう。ペナルティではないが、順位は付かず、以後のレース（敗者復活・順位決定等）に出漕はできない。
- 【除 外】 何らかの規則違反により、当該レースから除かれること（例：2度のフォールス・スタート、接触・妨害、フィニッシュライン通過時に舵手が乗っていない等）。除外となっても、そのレースを漕ぐことができる場合（予選、準決勝等、そのレースで最下位となっても次のラウンドのレース、すなわち敗者復活、順位決定に進めるとき）とできない場合（決勝、順位決定等、次のラウンドのレースがないとき）がある。漕ぐことができる場合、漕了すると最下位扱いとなる。
- 【失 格】 何らかの規則違反により、当該大会から除かれること。当該大会においてそれ以降のレースには出漕できない（例：無断での選手交代、携帯電話その他の無線通信機器の艇内持ち込み、正常でない競漕速度で漕いだ等）。
- 【そ の 他】 除外・失格以外に出漕できない例として以下のような場合がある。
バウボールがない、バウナンバーが正しく取り付けられていない、スタート時に選手が揃っていない等。

大会中のコース使用要領(1000m競漕時)



- ※ 安全の為、レース後のコース内でのクールダウンはご遠慮ください。
- ※ 回漕クルーは、レース艇の 100m 手前で停止し、波を立てない様にしてください。
- ※ コースの 500~1000m 地点迄の 4 レーン内に設置の 2 個のブイの西端より東端に対応する 1~3 及び 5~6 レーンの水水域は練習水域です。回漕水域からの進入時には他の練習艇等に十分注意し、必要に応じ声を掛け合う等の配慮を願います。またコーチング時等には艇の滞留等を招くことのない様、円滑な航行にご協力下さい。
- ※ レース終了後、暫くは水路作業をしている可能性があります。コース開放の放送があるまでコース上には出ないようにして下さい。

大会中のコース使用要領(2000m 競漕時)



- ※ 安全の為、レース後のコース内でのクールダウンはご遠慮ください。
- ※ 回漕クルーは、レース艇の100メートル手前で停止し、波を立てない様にしてください。
- ※ 一般練習は、レース通過時より次の発艇まで500～1500mの1～5レーンを使用し、ゴール方向にのみ行ってください。回漕水域からの進入時には練習艇に十分注意し、必要に応じ声を掛け合う等の配慮を願います。また艇へのコーチング時等には艇の滞留等を招くことのない様、円滑な航行にご協力下さい。
- ※ レース終了後、暫くは水路作業をしている可能性があります。安全の為、コース開放の放送があるまでコースには出ないようにして下さい。



令和元年8月19日改訂
一般社団法人 東京都ボート協会
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JSOS 6F 606 号
TEL: 03-6721-0080 FAX: 03-5843-0462
e-mail: info@tara.or.jp